

2003年度学習院大学史学会総会

第19回学習院大学史学会大会

期日：2003年5月31日(土)

会場：学習院創立百周年記念会館

●プログラム：

・総会 9:30～11:20 【小講堂】

・研究報告

第1部 11:30～12:20

【第1会議室】

「越前国鯖江藩における産物問屋・会所の展開－天保期を中心に－」

学習院大学大学院博士後期課程 野尻 泰弘氏

【第3会議室】

「中世盛期ドイツ領主社会における人的結合関係

－『ニーベルンゲンの歌』にみる「フリントシャフト」－」

学習院大学大学院博士後期課程 鈴木 みどり氏

第2部 13:20～14:10

【第1会議室】

「古代における贈位」

学習院大学大学院博士後期課程 牧 飛鳥氏

【第3会議室】

「ヴィルヘルム期ドイツの出版統制について－風刺誌『ジンプリツィシムス』を例に－」

学習院大学大学院博士後期課程 原田 乃梨子氏

第3部 14:20～15:10

【第1会議室】

「近代干拓地入植の一断面－地底銭の運用をめぐる－」

学習院大学大学院博士後期課程 内山 幹生氏

【第3会議室】

「人工衛星画像を利用した黄河故河道復元」

学習院大学大学院博士後期課程 長谷川 順二氏

・ 講演 【小講堂】

15:30～16:30

「英国地震史考」

中央大学教授 見市 雅俊氏

16:45～17:45

「政治史上の宇多天皇」

元学習院大学教授・東京大学名誉教授 笹山 晴生氏

・ 懇親会

【第1～3会議室】 18:00～20:00

●研究報告要旨：

「越前国鯖江藩における産物問屋・会所の展開―天保期を中心に―」

野尻 泰弘氏

本報告では、越前国鯖江藩における産物問屋・会所の分析を通じて、在地有力者の経済動向について考察する。これは近年の地域社会論において、中間層の政治的側面のみならず、経済的關係や社会構造を組み込んだ立論の必要性が提起されていることに学んだものである。また、かつて導き出された農民的商品経済の展開による領主的経済統制の解体といった図式とは違った視点で、在地の経済動向を検討しようとするものである。

さて、鯖江藩の産物問屋・会所については、運営主体が在地有力者（大庄屋たち）であったこと、天保八年に鯖江藩領内で流通していた福井藩札の兌換停止が大きく影響していたこと、藩主間部詮勝の老中就任にともない城下への流通の集中化がはかられたこと、などが指摘されている。しかし、その運営主体や藩財政との関連、地域経済圏との関連については未検討な部分も少なくない。そこで本報告では主として、産物問屋・会所の運営と運営主体、流通の城下集中の意図について検討する。具体的には、第一節で商品生産・流通の前提となる在地の社会構造を明らかにする。そこではとくに零細農民のあり様や諸稼ぎの様相、福井藩札の通用について述べる。第二節では産物問屋・会所について、その展開以前の様子から流通の城下集中までを概観し、特徴的な問屋・会所について検討する。またその際、中小藩が大藩の経済圏から脱却しようとする過程、藩主の幕閣就任にともなう江戸入用への対応についても留意する。

分析結果より、主として次の点を指摘した。江戸会所の売上（正金）を江戸藩邸に上納することで、増大する江戸入用の即時的対応としたこと。鯖江藩領では、福井藩札の兌換停止にともなう地域経済の混乱を期に福井藩領経済圏から脱却をはかろうとし、産物問屋・会所が展開＝鯖江藩領経済圏が創出され正金獲得を目指したこと。それは在地有力者である大庄屋・村役人層グループの主導によっており、鯖江藩の関与は低いこと。

また、このように大庄屋・村役人層グループが地域経済を主導する大きな役割を担った理由として、①鯖江藩領が享保五年に創出され、古くからの経済的中心地に対抗できるだけの城下町を形成し得なかった点、②藩に在地性が全くなく、初発から大庄屋・村役人層グループに依拠しなければならなかった点、③藩財政が逼迫し、商工業が発展した近世後期にはその依存がより顕著になった点、などに求めた。

「中世盛期ドイツ領主社会における人的結合関係

— 『ニーベルンゲンの歌』 にみる 「フリウントシャフト」 —

鈴木 みどり氏

中世ヨーロッパ社会における人的結合関係は、様々な観点から関心が寄せられている研究テーマである。すなわち中世における社会的結合ないし集団の在り方は、一般に最も強い社会的紐帯であったとされる親族関係、封建的主従関係に代表される「支配」を原理とする関係、共同と平等を旨とする「共同体」的な関係の三類型に大別され、これまでも様々な形で論じられてきた。

一方このような人的な繋がりは、中世においては政治的にもとりわけ重要な意味を持っていた。中世ドイツの領主社会は、いわゆる「人的支配」の上に成り立っていたとされ、また一般に「巡行支配」と呼ばれている、領主が自らの家政機関である人的集団＝宮廷を伴いながら支配領域内を転々とするという支配形態もまた、こうした人的結合関係をめぐる問題との密接な関連において語られていると言える。

それでは中世における人的結合関係とは、実際、人々によってどのように意識され、また具体的にはどのような姿を呈していたのであろうか。

テキストには、この問題を考える際の一つの手がかりになると思われる語が存在する。中高ドイツ語の「フリウントシャフト (vriuntschaft)」という語がそれである。この語はテキストの中でもかなり頻繁に用いられている語の一つでありながら、具体的な意味内容をその都度の文脈に応じて様々に変化させる語である。元々の「フリウント (vriunt)」という語に付されるべき訳語も、「夫／妻」、「親族」、「姻族」、「味方」、「友」、「仲間」、「家臣」等々、その都度様変わりする。そしてこの語が示す内容を完全に、しかも的確に表す語は、現在のドイツ語にはもはや存在しない。

中世盛期という時代は、俗語による著述が隆盛をみた時代でもあった。まさにこの12、13世紀に至る過程において、それまで殆どが口頭で伝えられてきたいくつもの伝説、歌謡の類が、当時の領主社会を覆う新しい価値観、すなわち宮廷的・騎士的価値観という刻印を受け、新たに文字となって形をとり始める。よって本報告においては、当時のそのような状況を重要視し、俗語による著述を、俗人が「自らの事を自らのことばで」語り始めた動きとしてとらえ、その「同時代の証言」、すなわち史料としての価値に着目することとする。このような前提の下、今回は13世紀初頭に成立したとされる『ニーベルンゲンの歌 (Das Nibelungenlied)』を中心史料とし、テキストにおいてことばがどのような文脈で使われているかを確認しつつ、中世盛期ドイツ領主社会における「フリウントシャフト」の形成とその意義について考えてみたい。

他に類を見ない程の空間的スケールを背景とし、様々な「フリウントシャフト」がその質を変え内容を変えていくことで物語が進行されるという、このテキスト独自の「語り」の中で、中世社会における人的結合関係の形成と崩壊をめぐる、ある一つのヴィジョンが

明らかにされる。

贈位とは、古代の律令制下にあつては官人の死没時に当ってその顕彰のために位階が贈られるものであつた。時に官職が贈られることもある。

その成立が天武朝に壬申功臣に対する顕彰を意図しての中国からの導入にあることは、先行研究によって明らかにされている。天武十四年冠位制において官位制の整備が進んだために、大幅な贈位の必要性は薄れ、贈位階数の恣意性が除かれ機械的に二～四階が贈られる。その後、壬申功臣の死滅により贈位の設立目的は半ば失われ、一時的に贈位数は減少することになる。しかし淳仁朝に不比等・三千代夫妻に正一位が贈られたのを契機として、外祖父母への贈位が行われるようになる。贈位数は光仁朝になって復調を見せ、その数は他朝に例を見ないほどであつて、光仁朝を特徴付ける事象でもある。もはや壬申功臣への贈位がありえない以上、贈位は制度として衰退への道を辿ることもありうる状況にあり、この復調は贈位制における一つの画期である。

また、これまでの研究において贈位理由の分類がなされ、淳仁朝以降に贈位制が新たな側面を見せ始めたいくつかの要素が指摘されている。各代の贈位数は、外交使節の死没や崇りの発生などにより上下するが、次第に姻戚関係によって贈られることが中心となる。これらは贈位記事を取り上げて検討されたものであるが、贈位の有無についてはさらに考究可能であると考えられる。

十世紀後半成立の『新儀式』・『西宮記』の両儀式書の記述を用いて再考する。両書には太政大臣・大臣死没時の対応が記されており、贈位は大臣の死没にあたり行われるものであつたとされる。またそのほかの場合の贈位についての記述や勲物も見られ、これら記載が実態を伴ったものであるのか、そうであればいつごろまで遡ることが出来るのかを調べていく。それを踏まえて『延喜太政官式』葬官条の葬司派遣規定を再度検討し、贈位をその変質や時期区分などから見つめなおす。

「ヴィルヘルム期ドイツの出版統制について—風刺誌『ジンプリツィシムス』を例に—」

原田 乃梨子氏

1896年、ミュンヘンに新たな雑誌が誕生した。その名は『ジンプリツィシムス』。ドイツの代表的風刺誌である。

本報告では、この『ジンプリツィシムス』が体制批判をしながらも刊行され続けた理由について考察する。対象時期は、この雑誌が創刊された1896年から第1次世界大戦の勃発する1914年までとする。というのも大戦の勃発と同時に、出版統制のあり方も『ジンプリツィシムス』自身の性格も共に変化するからである。

実のところこの『ジンプリツィシムス』、処分回数之多さで有名であるにも拘らず、体制批判をしつつもこの雑誌が存続した理由についての考察は、いまだ不十分といわざるを得ない。一方ヴィルヘルム期の出版統制策そのものについて言えば、近年の研究において、この時期は政策の転換期にあたっていたと位置づけられている。

ヴィルヘルム期が出版統制策の転換期といわれるのはなぜか。その理由として、まずこの時代における出版物の量的拡大が挙げられる。その背景には、印刷技術の革新などが存在した。また単に量的に増加したのみならず、この時期に出版物の政治に対する影響力が増大したこともその理由となろう。簡単に言えば、大衆民主主義的状况が進展したということである。

ではこうした時代、帝政ドイツはどのように出版統制を行っていたか。まず法的根拠に着目すれば、これは帝国レベルにおかれていた。帝国出版法の存在である。だがこれは、基本的には出版の自由を保障するものであり、処罰はあくまで刑法の適用によってなされた点に注目すべきである。また出版統制の法的根拠は帝国レベルにおかれていたとはいえ、実際の対応は邦国レベルでなされていたことは重要だ。それゆえ帝国レベルにおいては、包括的に出版統制を行う部署はおかれていなかったのである。ドイツが連邦国家であったことの特徴が、ここに如実に現れているといえよう。

さて『ジンプリツィシムス』はどのような処罰を受けたのか。ここでは特に、1898年不敬罪で訴追された「パレスチナ」特集号事件に注目する。この雑誌が被った処罰の中で、最も有名な事件だからである。

こうした考察を通して、『ジンプリツィシムス』の存続理由として以下の3点が挙げられる。まず、情報収集し広報活動をするという政府機関は存在したものの、出版取り締まりそのものを対象とした機関が設置されていなかったこと。次に、帝国出版法が直接的な弾圧手段となりえなかったこと。最後に、連邦制の存在を挙げたい。これにより帝国全域にわたる処分が行えなかったばかりか、邦国同士の縄張り争いによって処罰そのものが困難になったからである。

本報告では、出版統制に着目するとの趣旨から、この雑誌の作品についてはほとんど触れることが出来なかった。内容分析を深めることは、今後の課題にしたい。

「近代干拓地入植の一断面－地底銭の運用をめぐって－」

内山 幹生氏

熊本藩領内の近世干拓は、造成資本の出所により、藩築(はんちく)開(ひらき)と私築開に分類できる。藩築開とは藩庁主導で藩費をもって開発された干拓地であり、私築開とは藩築以外の干拓地全てを指す。私築開には、①御側開(藩主の個人開)、②藩主一門開、③重臣開、④手永開(手永とは、末端の行政単位で村の集合体)などをいい、開発目的は築造者資産の形成にある。藩築開の資金は原則的に藩庁の負担であるが、その資金源は多様で、藩の勘定方や櫛方をはじめとする現銀を扱う部局、地方行政機関の手永会所や民間からの借り入れなどもあった。一方、私築開の資金源は藩主の内帑金、藩主一門・世襲家老三家(松井・有吉・米田)各々の家政資金、手永や郷村の備荒関連資金などであり、化政期以降からは官民資本合同的な事例もみられる。

熊本藩干拓の制度的特徴は、農民や商人などの一般個人に築造が許可されなかったことである。しかし現実には、藩政中期以降、干潟開発権をもつ藩主一門や重臣三家と結んだ富商や豪農などが、資金提供や施工を行い、事実上の開発者になった事例がある。この禁制を形骸化させるほどの影響力はなかったが、新田開発を望む富裕な農民や商人などに、それを供給する契機となった経済事象がある。藩政末期に干拓地造成資金調達手段の一つとして登場した「地底銭」の仕組みがそれであり、幕末までの短期間であるが藩築開・私築開を問わず活用された。

地底銭は、開発主において築造資金を意味するが、出銭者にとっては干拓地への「入植権利金」を意味する。実質的な永小作権の売買という側面は見逃せない。天保期から幕末にかけて、主に八代海(不知火海)の干拓地造成に伴い発生している。今のところ、「地底銭」という文言の記載された史料は、地方史料の数点をあげるのみで、行政文書にはみられず、史料的制約は免れない。その発祥経緯は明らかでないが、天保年間に発生し、明治維新の前後には制度的終焉を迎えた。近世末期、八代海の海辺を臨む農村にあつて、激しい階層分化の進展に伴い、勝組となった農民の農業経営拡大要求と、開発権を持つものの資金的余裕のない官・私それぞれの調達意向が合致して発生したものとみられる。

天保期熊本藩領内事情に、①農村における階層分化の急進展、②藩庁機関による貨殖の横行、があげられる。こうした背景から、零落農民が増加する反面、富裕な農民は土地集積を推進していく。彼らが頭百姓や庄屋などの村役人を独占し、手永会所の幹部をつとめ、封建支配機構の末端を形成していたことから、地底銭仕組みは、これらの階層を主役として一定の普及をみた。富裕な農商階層は、地底銭の仕組みにより、身分に拘らず、資金力を以て、鉞下年季や生産性の面で有利な、干拓新田経営者となる契機を得たのである。

「人工衛星画像を利用した黄河故河道復元」

長谷川 順二氏

中国第二の大河である黄河は、時には肥沃な土壌によって文明を育む恩恵を与え、時には暴戾な洪水を引き起こして人々の生活を破壊するという猛威を奮ってきた。そして洪水を起こすたびに自らの流路＝河道を大幅に変化させてきたのである。

中国の長い歴史の中で、洪水によって黄河の河道が変化したのは大きいもので六回、小さいのを含めると千回を越すとされる。

記録に残るもっとも古い河道変更は、戦国時代の周定王五年（前602年）である。しかしこの時代は実質的な統一王朝の存在しない時期であったため、同時代の詳細な記録が見られず、河道変更時の状況は後代の記録から推し量るのみである。同時代の詳細な記録が残っていて当時の状況を詳しく知ることができるのは、次の前漢・武帝元光三年（前132年）の洪水、いわゆる「瓠子河決」である。現在の河南省濮陽市付近、瓠子において決壊した水は周辺の諸郡を襲い、洪水が治まるまで20年間に渡って浸し続けたと言われる。

従来の研究では、このような歴史文献の記述に基づいて復元されてきた。しかし近年では文献記録だけでなく、別の研究方法や情報を取り入れるといった試みがなされ始めている。本研究においても同様に、文献記録とは別に「リモートセンシング」と呼ばれる技術を導入して、より詳細な地理情報を取得することとした。

リモートセンシングとは、広義では対象に接触することなく離れた場所から各種調査を行う研究方法の総称だが、狭義では人工衛星を利用した地表面の観測、および衛星画像を利用した研究技術そのものを指す。

今回は衛星画像に対して特定の処理を施すことで、地表面だけでなく浅地下の状況をある程度知ることが可能にする画像処理技術を利用する。画像処理によって見出そうとするのは、地表に刻み込まれた黄河の痕跡である。痕跡にはさまざまなタイプがあり、文字通り埋没した痕跡だけでなく、現在は水が流れていて別の河川として呼ばれるものも含まれる。これらの痕跡は古代から現在に至るすべての河道を含むため、ここから研究対象である前漢期の故河道を選別するために文献記録を利用する。

本報告では前漢河道のうち、先に挙げた武帝の瓠子河決において決壊したとされる濮陽とその周辺地域についての考察を行う。